



ステップアップ 畜産！

西部農業事務所 家畜保健衛生課（西部家畜保健衛生所）

★夏季休暇期間中における口蹄疫等の防疫対策の徹底について

2020年にも中国において、口蹄疫の発生が継続的に確認されている中、昨年発生が確認された新型コロナウイルス（COVID-19）の人への感染が世界各国・地域で継続しており、日本を含む各国・地域において渡航の制限等の対策が講じられています。一方、本年6月、日本はベトナム、タイ、オーストラリア及びニュージーランドの4か国を対象にビジネス客や技能実習生などに限定し、出入国制限を緩和する方針を決定しており、今後訪日外国人旅行者数は徐々に増加していくことが見込まれます。このことから引き続き国内において口蹄疫等の伝染病が発生するリスクが存在していることから、緊張感を持って防疫対策にあたることが重要です。

【自衛防疫のため以下の点に注意してください】

- ・ 畜産関係者等の海外渡航の自粛
（例：感染症危険地域への海外旅行、技能実習生の母国との往来）
- ・ 農場及び畜舎出入り口での消毒の再徹底
- ・ 農場従事者の野生動物との不用意な接触の回避
「※特定症状」を示した家畜又は死体を発見した場合は、直ちに西部家保への連絡をお願いします。

★飼養衛生管理基準の改正について

令和2年7月1日に、飼養衛生管理基準が改正され、令和2年10月1日以降から段階的に施行されます。主な改正点は以下のとおりです。変更箇所の詳細とその他の改正点については、添付の資料を確認してください。

また本改正において、野生動物で口蹄疫の感染が確認される等の理由から、農場における口蹄疫発生の危険性が高まっていると判断される場合に「大臣指定地域」が設定されることとなりました。牛においては現時点で大臣指定地域の設定はありませんが、設定された際の対応等についてもご確認ください。

施行年月日	新設・変更のあった主な事項（基準項目）
令和2年10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜の所有者の責務（I-1） ・ 獣医師等の健康管理指導（I-6） ・ 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備（I-7） ・ 飼養衛生管理区域の設定（I-8）

	<ul style="list-style-type: none"> ・愛玩動物の飼育禁止（Ⅰ-11） ・衛生管理区域専用の衣類及び靴の設置並びに使用（Ⅱ-16） ・安全な資材の利用（Ⅱ-21） ・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒（Ⅲ-30）
令和3年10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・放牧制限の準備（Ⅰ-9）
令和4年 2月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・農場の「飼養衛生管理マニュアル」の作成及び従事者等への周知徹底（Ⅰ-3）

★家畜伝染病予防法改正に係る飼養衛生管理者等の報告について

家畜飼養者の皆様には、家畜伝染病予防法の改正に伴い、飼養衛生管理者の選定及び管理者連絡先の報告について早々に対応いただきありがとうございます。

今後、飼養衛生管理者及び管理者連絡先の情報については、毎年2月に提出いただいています、定期の報告にて情報を更新することになります。しかし、緊急時の連絡先については、有事の際に使用することを目的としていますので、変更が生じた場合は、早急に情報提供をお願いします。



★7月1日から家畜伝染性疾病の名称が変更になりました。

7月1日から、国際的な名称の使用実態や専門家の意見を踏まえ、いくつかの家畜伝染性疾病の名称が変更となりました。これにより、牛白血病は「牛伝染性リンパ腫」、牛ウイルス性下痢・粘膜病は「牛ウイルス性下痢」と変更になりました。ご承知おきください。

★お盆期間におけるBSE検査日程について

お盆期間前後（8/8～16）におけるBSE検査については、下記のとおり家畜衛生研究所で受付・検査を行います。

8月								
8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日
(土)	(日)	(月・祝)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)
受付	休み	休み	受付	受付	受付	受付	受付	休み

受付時間 9:00～16:00

連絡先：前橋市富士見町小暮 2425-3 家畜衛生研究所

電話 027-288-2106 FAX 027-288-2161

なお、夏の暑い時期の搬入となりますので、死亡牛の適正な処理をお願いします。

★家畜改良増殖法の改正について

和牛精液等の国外持ち出し事案や血統不一致事案の発生を受け、和牛遺伝資源を守るために、家畜改良増殖法が改正されました。令和2年10月1日から施行予定ですので、農家の皆様におかれましては、以下の事項を確認の上、法令の遵守をお願いします。

【家畜人工授精所以外での家畜人工授精用精液等の保存禁止】

家畜人工授精所以外での家畜人工授精用精液や受精卵の保存は禁止されます。違反した場合には100万円の罰金が科せられます。

※自己の所有する家畜に使用するために保存する場合は例外として保存可能です。

【家畜人工授精所を介さない家畜人工授精用精液等の譲渡の禁止】

家畜人工授精所を介さない家畜人工授精用精液等の譲渡や販売は禁止され、違反した場合には100万円の罰金が科せられます。譲渡等を行う場合には家畜人工授精所の開設をしてください。

○家畜人工授精所の開設手続きについて

家畜人工授精所を開設する際には、家畜人工授精所開設許可申請書、施設を管理する獣医師又は家畜人工授精師の免許証の写し、建物の平面図・配置図・付近の見取り図、6,000円分の群馬県証紙（又は払込書）が必要となります。

※詳しくは西部農業事務所家畜保健衛生課にお問合せください。

★畜産共進会の予定について

今年度の西部家畜共進会、繁殖豚の部は令和2年10月7日、乳牛の部は10月14日（巡回）に開催予定です。参加希望の方は市町村にて取りまとめを行いますので、出品申し込みをお願いします。出品の申込期限は9月9日厳守をお願いします。また、第24回群馬県畜産共進会繁殖豚の部は11月18日、乳牛の部は11月20日に開催予定です。

★浅間家畜育成牧場入退牧について

浅間家畜育成牧場における令和2年度秋の一斉入退牧は10月21日に実施予定です。牧場利用者の皆様は早めに牛放牧委託申請書等の提出をお願いします。

※ 入牧1か月前までに除角、削蹄を済ませておいてください。

※ 入牧前に体の汚れを落とし、きれいな状態で入牧させましょう。



今年度も管内の入牧希望頭数が入牧可能頭数を大きく上回っています。

農家様ごとの希望頭数を考慮した上で入牧頭数の調整をお願いしておりますが、ご理解とご協力をお願いします。

★暑熱被害に注意してください

畜産における暑熱被害においては、家畜死亡事例の他にも採食量や受胎率の低下など、生産性に及ぼす影響は大きいです。

県内においても換気設備故障による事故や、放牧における家畜の熱射病など、暑熱による被害が確認されています。

予期せぬ被害・損害を防ぐためにも以下の点を改めて確認してください。



- ・給水施設は、水を十分飲水できるようになっているか、故障箇所がないか
- ・餌の採食低下によって食べ残しが多くなっていないか
- ・換気扇や送風ダクトについては定期的に点検、メンテナンスを行い、正常に稼働するか
- ・運動場においては、十分な日陰等のスペースが確保されているか

暑熱による畜産関係被害状況

(単位、頭・千羽)

	調査期間	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏		肉用鶏	
		R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30
関東	7月	40	203	8	34	64	298	19	55	5	37
	8月	228	209	46	26	29	83	41	42	13	30
	9月	75	11	11	2	833	50	228	2	36	3
	累計	343	423	65	62	926	431	287	100	53	71

また、飼養者の皆様においても熱中症等に十分注意し、定期的な水分補給及び休憩を心がけましょう

※家畜の被害状況を把握するため、暑熱による死傷事故が発生したときは各市町村役場まで連絡をお願いします

★堆肥の適正管理について

近年、夏季に発生する局地的大雨では、普段は気づかなかつた水みち等から堆肥が流出してしまう事故も少なくありません。堆肥舎等の施設がある場合であっても、管理の不備によりふん尿や排汁の地下浸透・周囲への流出が認められる場合は、家畜排せつ物の不適正な管理に該当します。

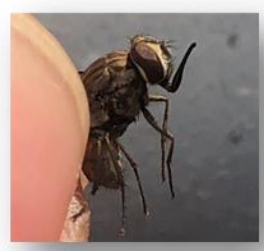
群馬県においては、県内における井戸水調査で硝酸性窒素等の基準値超過が14.7%と、全国平均の2.8%を大きく超えています。

(H29年度)	硝酸性窒素等の基準超過割合
群馬県	14.7% (全国ワースト1位)
全国平均	2.8%

今後、持続可能な農業を目指す上でもふん尿や廃汁の地下浸透(耕作利用等を目的とした農地還元等の有効利用を除く)を減らし、地域環境と調和した畜産経営を目指しましょう。

★サシバエ対策について

牛の下腹部や足にハエが複数いませんか？それはサシバエです。蚊の5-8倍も血を吸います。人が刺されるとかなり痛いです。牛は春から秋にかけてこの苦痛に耐えています。少しでも楽にさせてあげませんか？



STEP1：侵入経路を把握しましょう！

牛舎の東西南北にハエ取りシートを設置し、サシバエが多く付着する場所を見つけてください。そこから侵入している可能性が高いです。

（立木が少なく、風通しがよいところから入るようです。）

STEP2：侵入経路を中心に定期的に除草や清掃をお願いします！

サシバエの休息場所は、牛舎周辺の草むらです。草が刈れない場合は、防虫ネットを立てかけるのも効果があります。

基本的に1週間以内の間隔で除糞清掃するところには、サシバエは発生しにくいです。ふんや飼料がたまる場所、子牛の飼養場所などに、サシバエの発生場所が多くありますので確認してみてください。（赤い米粒を見つけたらサシバエの蛹です。）

STEP3：最大のピーク11月に備え、幼虫対策をお願いします！

長雨の5-6週間後に成虫が増えます。降雨が産卵行動や卵～幼虫の成長促進に影響しているため、9月から10月の長雨後に幼虫駆除剤を念入りに撒きましょう。（7月、9月にも小ピークがあるので、その前の幼虫対策もお願いします。）

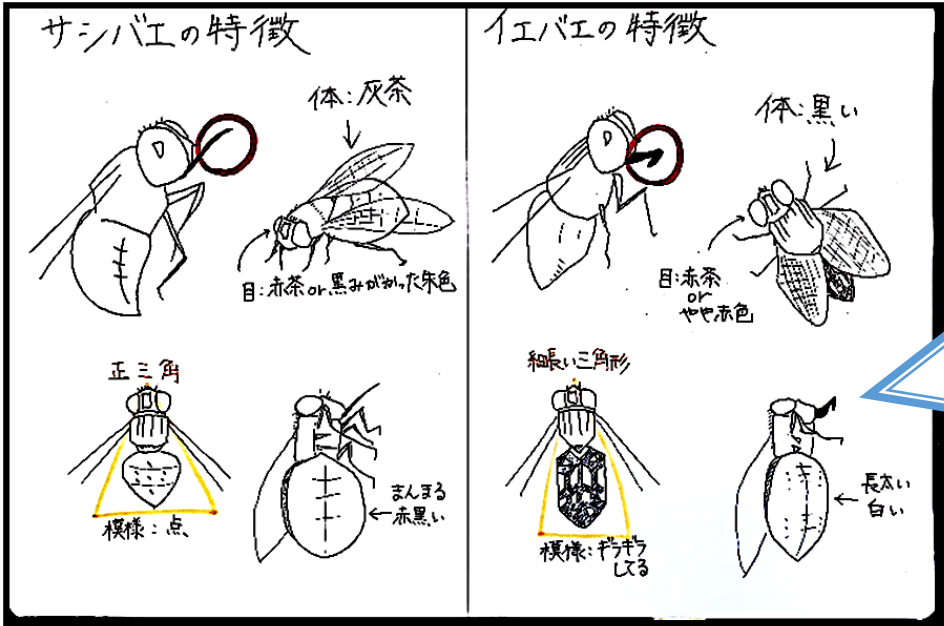
STEP4：成虫対策は、サシバエの活動時間を考慮しましょう！

20℃前後が活動的なので、夏は朝夕の搾乳時間帯、春・秋は昼間に吸血行動が活発になります。牛体に殺虫剤を散布する時は、その時間帯を狙うと効果的です。（殺虫剤の混入を防ぐため夏場は搾乳後に散布してください。）

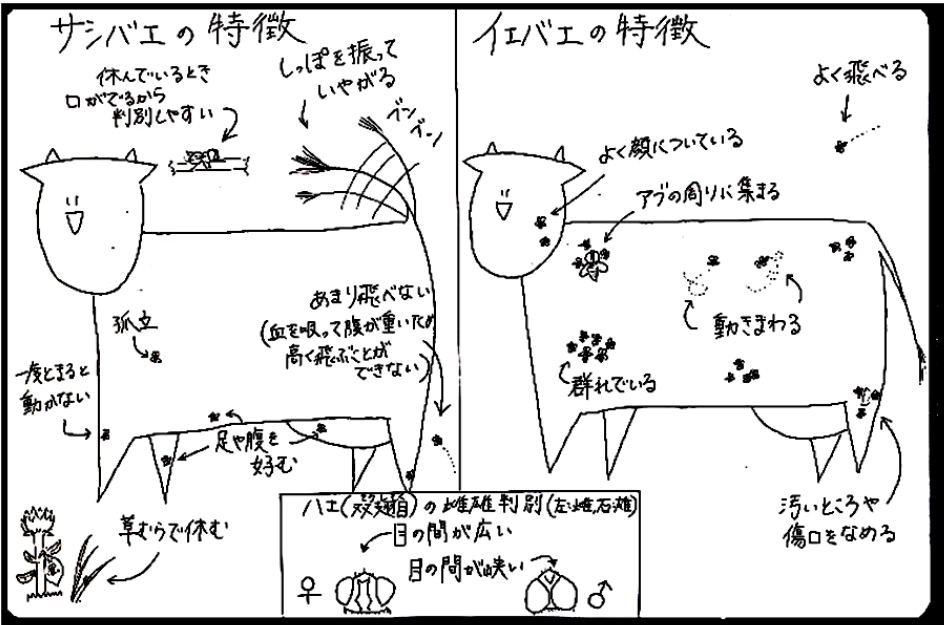
薄暗い曇天や雨天の時は天井や壁に止まっていることが多いので、牛舎の壁や天井に噴霧するチャンスです。

また、牛体への外皮塗布剤も長期的に効果があります。

（注）殺虫剤や外皮塗布剤は、搾乳牛に使用できない薬剤や使用禁止期間が定められているので使用する場合はかかりつけ獣医師とよく相談してください。



サシバエと
イエバエは
それぞれ対策が異
なる点があります。
捕まったハエを
よく観察して、
有効な対策を
講じましょう。



(平成30年度関東ブロック農業大学校等プロジェクト発表
「牛白血病の原因となるサシバエ等の調査」群馬県立農林大学校)

不明な点は西部家畜保健衛生所までお問い合わせください。

西部家畜保健衛生所 〒370-0074 高崎市下小鳥町233
TEL 027-362-2261 (24時間対応) FAX 027-362-2260

畜産業を既に廃業された方に本たよりが届きましたら誠にお手数ですが、当所までご一報ください。